

## 既修得単位・資格等による単位認定

入学前に他短期大学・他大学で修得した単位・取得した資格等について、ご出願の際に出願書類と併せて必要書類を提出していただくことで、審査を経て、教育上有益であると認めた場合に限り、合格発表後に本学での履修による修得した単位として認定を行うことが可能です。

認定された科目は、原則として本学において改めて履修（授業への聴講・出席含む）することは出来ませんのでご注意ください。

### 《既修得単位による単位認定》

個々の科目について、申請に基づき単位認定の可否を判断いたします。

対象の方	申請期間	認定単位	必要書類
他短期大学・他大学等で既に単位を修得している方	出願期間内	最大 30 単位	①既修得単位認定希望申請書（別紙） ②出願前 6 ヶ月以内に発行された成績証明書（評価入り） ③履修当時の当該大学における履修科目のシラバス（写し） ④「日本国憲法」、「情報処理論」、「英語」、「健康スポーツ理論」、「健康スポーツ実技」（幼稚園教諭 2 種免許状に関する科目）について一括で申請する場合は、「学力に関する証明書（教育職員免許法施行規則第 6 6 条 6 に定める科目）」及び「教員免許状（種別は問わず）」（写し）

※単位修得年度と異なるシラバスの場合、審査ができません

※学力に関する証明書は、出身大学に発行依頼してください。

※原則として、専門科目に関しては、保育士養成指定校で取得した単位でないと認定できません。

### 《資格による単位認定》

申請に基づき、単位認定の可否を判断いたします。対象資格は以下のいずれか 1 つです。

対象の方	申請期間	対象資格※取得時期問わず	本学認定科目	必要書類
他短期大学・他大学等を卒業又は中途退学した方で、対象資格を取得している方	出願期間内	・英検準 2 級 ・TOEIC400 ・TOEFL（旧式） 420 ・TOEFL（IBT） 38 ・TOEFL（CBT） 120	・英語 （2 単位）	①既修得単位認定希望申請書（別紙） ②資格証明書の写し
		・応用情報技術者試験（AP） ※ i ・基本情報技術者試験（FE） ※ ii	・情報処理論 （2 単位）	

※i・ii 情報処理の促進に関する法律第 29 条第 1 項に基づき、経済産業大臣が認定する国家試験「情報処理技術者試験」の 12 ある区分の一つです。情報処理技術者試験制度の 1 から 4 で設定されているスキルレベルのうち、応用情報技術者試験はスキルレベル 3、基本情報技術者試験はスキルレベル 2 に相当しています。

なお、単位認定における可否の理由などに関する質問にはお答えしておりません。

あらかじめご了承ください。

■既修得単位・資格等による単位認定希望申請書は、次頁をコピーして記入、あるいは、通信教育課程ホームページよりダウンロードできます。

# 既修得単位・資格等による単位認定希望申請書

申請日（西暦） 年 月 日

小田原短期大学 学長 殿

（申請者氏名）  
（申請者連絡先）

私は、下記の通り、既に単位を取得しておりますので、合格後の貴学通信教育課程での単位の認定方、お願い申し上げます。

## 1. 単位取得機関名（※大学、短期大学、高等専門学校専攻科での取得単位に限る）

学校名 \_\_\_\_\_（ 年 月卒業・中退・修了）

## 2. 申請科目（30単位まで）（※本紙に記載が収まらない場合は本紙をコピーの上、追記すること）

既修得科目名または修得資格名			本学での単位認定申請科目		
既修得科目名または修得資格名	区分	単位数またはスコア	本学科目名	区分	単位数
記入例：心理学	専門	2 単位	心理学	教養	2 単位
記入例：TOEIC	教養/専門	500 点	英語	教養/専門	2 単位
	教養/専門			教養/専門	
	教養/専門			教養/専門	
	教養/専門			教養/専門	
	教養/専門			教養/専門	
	教養/専門			教養/専門	
	教養/専門			教養/専門	
	教養/専門			教養/専門	
	教養/専門			教養/専門	
<b>既修得科目 合計</b>		<b>単位 / 点</b>	<b>単位認定申請科目</b>	<b>単位合計</b>	<b>単位</b>

## 3. 申請理由

---

---

## 4. 申請（添付）書類

出願時の必要書類と併せて、出願期間内に本申請書と下記書類を郵送にてお送りください。

### 【既修得単位による単位認定をご希望の方】

- ①成績証明書（評価入り）
- ②履修当時の当該大学における履修科目のシラバス（写し）
- ③「日本国憲法」、「情報処理論」、「英語」、「健康スポーツ理論」、「健康スポーツ実技」（幼稚園教諭2種免許状に関する科目）について一括で申請する場合は、「学力に関する証明書（教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目）」及び「教員免許状（種別は問わず）」（写し）

### 【資格による単位認定をご希望の方】

- ①資格証明書の写し

以下、本学使用欄

受付印	学科長	学務委員審議	学科会報告	教授会審議	判定通知	結果連絡	登録確認
/	/	/	/	/	/	/	/